

「存じですか？」

児童扶養手当と

特別児童扶養手当

岡町民福祉課 児童係 ☎ 52・5810



●児童扶養手当

◇対象者

父母の離婚などにより、父親または母親と暮らしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の間にある人、または20歳未満で一定の障害の状態にある人（を養育している母親または父など（所得制限がありません））

※公的年金受給者は支給対象になりません。

◎現況届の提出をお願いします

児童扶養手当は8月1日から8月31日までの間に現況届の提出を、また、特別児童扶養手当は8月13日から9月10日までの間に所得状況届の提出をしてください

●特別児童扶養手当

◇対象者

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を監護・養育している人（所得制限があります）

- ・1級（重度）：療育手帳A程度、身体障害者手帳1・2級程度
- ・2級（中度）：療育手帳B程度（一部）、身体障害者手帳3・4級程度（一部）

い（詳細は、個人宛に通知します）。

この間に届をしないと受給資格はあっても手当の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

「ふるさと寄附金」の呼びかけにご協力を

岡企画財政課 企画係 ☎ 52・5803



ふるさと寄附金は、田布施町出身の人や田布施に親しみを持ってくださる人など、『がんばれ田布施』の想いを寄附金というかたちでお寄せいただくことにより、まちづくりを応援していただくものです。

町外にお住まいのご親族やお知り合いの人が帰省されたときなど呼びかけをお願いします。

■ふるさと寄附金の活用方法

お寄せいただいた寄附金は、子育て支援事業、福祉・保健事業、教育事業、環境事業などに活用します。

■ふるさと寄附金の手続き

寄附金申込書を町役場企画財政課まで、郵便・ファックス・Eメール（ファイル添付）等によりお送りください。寄附金申込書を受付後、町から寄附金の払い込みに必要な書類を郵送しますので、所定の金融機関等でお振り込みください。

■寄附金申込書

町ホームページからダウンロードできます。また、企画財

政課まで、電話・Eメール等でも請求できます。

※町ホームページ

<http://www.town.tabuse.lg.jp>

※企画財政課Eメール

kikakuzaisei@town.tabuse.lg.jp

lg.jp

◎ご注意ください

「ふるさと納税」をかたった寄附の強要や振り込み詐欺には十分ご注意ください。町では申込をいただいた人以外に振込等をお願いすることはありません。また、町役場職員がご自宅へふるさと寄附金の集金にお伺いしたり、電話にて現金自動預払機（ATM）への振込の指示をすることもありません。

平成23年度にお寄せいただいた「ふるさと寄附金」は次のように活用しました。（8件350,940円）

- 夢に向かってチャレンジする人づくりなどの教育事業（図書館の図書整備200,000円、町立学校の教育機材の購入150,940円）